

不祥事防止委員会設置要綱

福山市立山南小学校

(目的)

第1条

教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組み、組織体として学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的に不祥事防止委員会を設置する。

(委員会の指名)

第2条

不祥事防止委員会の委員は、校長が指名する。

(委員会の構成)

第3条

不祥事防止委員会は、次の者をもって構成する。

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 生徒指導主事 ・ 保健主事 ・ 研究主任 ・ 養護教諭
- 体罰・セクシャルハラスメント相談窓口
- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 保健主事 ・ 養護教諭

(委員会の開催)

第4条

不祥事防止委員会は校長が招集する。
毎月、第2週の火曜日を開催日とする。

(協議内容)

第5条

不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決済する。

- (1) 不祥事防止に関する年間行動計画の作成
- (2) 日常的な注意喚起及び意識啓発
- (3) 研修プログラムの企画・実施
- (4) 不祥事防止チェックポイントに基づく点検
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) その他、目的を達成するための取組み

(その他)

第6条

この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、校長が定める。

この規定は、2010年(平成22年)4月1日より施行する。